「神戸市と徳島県の里山資源・農林水産物」プロモーション推進業務

企画提案募集要項

１ 趣旨・目的

徳島県県南地域の伝統産業である樵木林業は、令和７年１月、日本農業遺産に認定され、この認定を契機に関係機関と連携を図り、広葉樹生産面の強化による樵木林業の更なる振興を図るとともに、備長炭を活用した県内外イベント活動や講演会等を実施し、認知度向上に向けたＰＲ活動を行っている。

一方、神戸市では、都市部でありながら約４割を占める森林について、経済活動と連動した持続可能な森林管理の実現を目指したプロジェクトを進めており、その一つに樵木林業による里山広葉樹の施業推進及びその資源を活用した付加価値の高い備長炭生産を計画している。

そこで、徳島県と神戸市の共通施策である樵木林業を核にした里山の再生・次世代継承と地域活性化を図るため、両行政組織が連携し、大都市圏の神戸市民を対象に、里山の森林環境保全の理解醸成や里山・里海が育む徳島県・神戸市産農林水産物の魅力発信活動を実施し、里山の認知度・魅力度向上と関係交流人口の拡大につなげる。

２　業務実施主体

徳島県美波農林事務所

３　業務実施形態

委託業務（本業務に採択された事業者と徳島県の間で委託契約を締結）

４　募集対象業務

（１）　委託業務名

「神戸市と徳島県の里山資源・農林水産物」プロモーション推進業務

（２）　委託業務の内容

別添　仕様書のとおり

（３）　委託業務期間

契約締結日から令和９年３月２６日まで

（４）　見積限度額

５，０００千円（消費税及び地方消費税を含む）

５　契約の方法

（１）　契約の方法

公募型プロポーザル方式による随意契約とする。

（２）　契約相手方の選定

公募により企画提案を募集し、その内容を審査して最優秀提案者を決定し、その提案提出者を契約予定者とする。

６　契約対象経費

（１）　対象となる経費

ア　業務実施に必要な経費として、報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料
イ　その他業務を実施するために必要と認められる経費

（2）　対象とならない経費
ア　機械、機器等の購入経費
イ　土地、建物を取得するための経費
ウ　国や地方公共団体等の補助金、委託費等によりすでに支弁されている経費
エ　その他、業務との関連が認められない経費
対象経費は、他の経費と区分して整理すること。

7　応募者の参加資格

応募者は、業務を効果的かつ効率的に実施することができる者（複数法人等による場合は 連合体（以下、「コンソーシアム」という。）を含む。）とし、次に掲げる全ての要件を満たす者（コンソーシアムの場合はその構成員）とする。なお、（3）、（4）及び（5）ウの要件については、資格確認のため、徳島県警察本部に照会する場合がある。

（1）　地方自治法施行令(昭和２２年政令第１６号)第１６７条の４第１項の規定に該当する者でないこと。

（2）　徳島県又は関西圏の２府４県に、本社又は主たる営業所があり、地方自治体の指名停止等の規則に基づく指名停止又は指名回避の措置の対象となっていない者であること。

（3）　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から５年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という。）でないこと。

（4）　暴力団又は暴力団の構成員等の統制の下にある者でないこと。

（5）　役員（法人の監査役及び監事を含む。）のうちに、次のいずれかに該当する者がいる法人でないこと。
ア 破産者で復権を得ない者
イ 禁固以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から２年を経過しない者
ウ 暴力団の構成員等

（6）　会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成１６年法律第７５号）に基づく破産手続開始の申立てがなされた者でないこと。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者であっても、更生計画の認可の決定又は再生計画の認可の決定が確定した者については、当該申立てがなされていない者とみなす。

（7）　私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号）第３条又は第８条第１項に違反するとして公正取引委員会又は関係機関に認定された日から２年を経過しない者でないこと。

（8）　労働基準法をはじめとする労働関係法令を遵守していない者でないこと。

（9）　特定の政治活動又は宗教活動等を主たる目的とする団体、公序良俗に反する等適当でないと認められる者でないこと。

(10)　応募者の本社及び営業所等の都道府県税に未納がないこと。

(11)　本業務と同種又は類似業務の実績を有すること。

８　企画提案の参加及び応募方法

（１）提出書類及び部数

仕様書を踏まえ、次の書類等を作成し、提出すること。書類の大きさはＡ４版とする。

（ア、 イ(ｳ)・(ｴ)、ウ、エ、オについては正本１部、副本７部、イ(ｱ)・(ｲ)・(ｵ)・(ｶ)については正本１部を提出すること。）

内　　容	部　数	提出期限
ア．参加申込書（様式第１号）	正本１部、 副本７部	
イ．添付書類（コンソーシアムの場合、構成員全て） (ｱ)法人の場合は登記簿謄本（履歴事項全部証明書） ※コピー不可　**（ア～カ）**	正本１部	
(ｲ) 個人事業者の場合は個人事業開始届の写し	正本１部	
(ｳ) 会社等の概要が分かる書類（パンフレット等）	正本１部、 副本７部	
(ｴ) 直近２期分の決算書又はこれに類する書類	正本１部、 副本７部	令和８年 11 月 30 日（月） 午後４時必着
(ｵ) 事業所の本社および営業所等の所在地の都道府県税のすべてに未納がない旨の証明書 ※自治体により発行できない場合は、直近１期分の未納がない旨の証明書を提出すること	正本１部	
(ｶ) コンソーシアムの場合 コンソーシアム協定書（様式例第１号）の写し及びコンソーシアム委任状（様式例第２号）	正本１部	
ウ．類似業務委託実績調書（様式第２号） コンソーシアムの場合、構成員全て	正本１部、 副本７部	
エ．企画提案書（様式第３号） 当業務の業務目的を踏まえた企画	正本１部、 副本７部	令和８年 12 月８日（火） 午後４時必着
オ．委託業務に係る経費の見積書（様式第４号）	正本１部、 副本７部	

（２）提出期限

ア 参加申込書等の提出

令和8年11月30日（月） 午後4時必着とする。

イ 企画提案書等の提出

令和８年 12 月８日（火） 午後４時必着とする。

（３）提出方法

持参（土日祝日を除く）又は送付（ファクシミリ及び電子メールによる提出は受け付けない。）によること。ただし、送付による場合は書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成１４年法律第９９号）第２条第６項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第９項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第２項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展と明記すること。)によること。

（４）提出先及び問い合わせ先

〒779-2305 徳島県海部郡美波町奥河内字弁才天17-1
徳島県美波農林事務所林務担当（担当者：後藤）
電 話 番 号 ：０８８４－７４－７４８１
ファクシミリ：０８８４－７４－７４０５
E-mail：gotou_makoto_1@pref.tokushima.lg.jp

９　応募に際しての留意事項

（１）次のいずれかに該当する場合には、失格又は無効とする。

ア 参加資格、提出方法、提出先又は提出期限に適合しない場合
イ 虚偽の内容が記載されている場合
ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
エ 本要項及び仕様に適合しない場合
オ その他不正な行為等があったと県が認めた場合

（２）その他

ア 応募は１参加者につき１件とする。
イ 書類の作成はＡ４縦版（片面印刷）横書きとし、フォントは１１ポイント以上で作成すること。なお、表・写真等を用いた補足資料を添付することができるが、できる限り簡潔なものとすること。
ウ 書類等の作成に用いる用語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成４年法律第５１号）に定める単位に限る。
エ 企画提案書の作成及び提出に要する一切の費用は、応募者の負担とする。
オ 提出された企画提案書の差し替え及び再提出は、原則認めない。ただし、書類の不足・不備の補完、内容不明点の確認のほか、必要に応じ、追加資料の提出を求める場合がある。
カ 提出された企画提案書は、当該提案者に無断で二次的な使用は行わない。
キ 選定されなかった企画提案書は、原則返却しない。
ク 原則として、本業務の全部又は一部を第三者に委任し又は請け負わせてはならない。
ただし、業務を効率的に行う上で必要と認められる場合、事前に県の承諾を得た上で、業務の一部を委託することができる。
ケ 提案が選定された者は、企画競争の実施の結果、最適な者として選定した者であるが、契約手続きを完了するまでは県と当法人等との契約関係を生じるものではない。
コ 業務の実施に当たっては、県と十分協議しながら業務を進めるものとする。
サ 契約履行過程で生じた成果物、制作物の著作権は、徳島県に帰属する。
シ 採用された企画提案書をもとに委託者と受託者が協議し、業務を行うものとする。
ス 当要領及び仕様書にない項目で疑義が生じた場合は、その都度協議するものとする。

10　応募書類等に係る質問

（１）質問の受付期限

令和8年11月30日（月） 午後4時必着とする。

（２）質問書の提出方法

質問書（様式第５号）により行うものとし、８の（４）に示す提出先まで電子メール又はファクシミリにより受け付ける。なお、送信後に必ず電話で着信を確認すること。

（３）質問の内容

原則として、当該委託業務に係る条件や提案書提出手続きに関する事項に限るものとする。

（4）質問に対する回答

徳島県のホームページ（https://www.pref.tokushima.lg.jp/）に掲載する。

11 審査及び結果通知

（1）審査方法

徳島県美波農林事務所が別に設置する審査委員会において、プレゼンテーションによる審査で最優秀提案者を選定する。ただし、応募が多数の場合は、企画提案書等の書面審査により、最優秀提案者を選定する場合がある。

※プレゼンテーション審査に参加する提案者には、別途通知する。

※プレゼンテーション審査を欠席の場合は、応募辞退とみなす。

※やむを得ない事情により、プレゼンテーション審査ができない場合には、別途通知する。

審　査　項　目	
①	業務内容について
	・都市住民である神戸市民を対象にした里山再興プロモーションの取り組みを提案できているか。 ・神戸市民に森林の循環利用する意義を普及啓発する内容となっているか。 ・神戸市民に対して、効果的なプロモーション活動となっているか。 ・効果的なアンケート調査および普及方策のとりまとめ手法となっているか。
②	業務の実現可能性
	・業務の着実な履行が期待できる、実現可能な内容となっているか。 ・本業務に類する業務を実施する実績を有しており、その知識、ノウハウ、経験等を十分に生かせることが期待できるか。
③	運営体制、実施体制及びスケジュール（関係機関との連携体制）
	・提案内容を裏付ける類似実績があり、業務の着実な履行が遂行できる管理運営体制及びスケジュールとなっているか。
④	経費積算の妥当性
	・積算に妥当性があるか。限られた予算内での効果的、効率的な手案がされており、提案内容と整合性が図れているか。

（3）審査結果の通知

審査結果は全ての提出者に対し、文書により通知する。ただし、審査の経緯については公表しない。

（4）審査結果に対する異議申し立ては受理しない。

12 契約の締結

（1） 審査委員会が選定した最優秀提案者を契約予定者とし、当該業務に係る随意契約の相手方とする。

（2） 契約内容の詳細については、企画提案の内容を基本として、県と契約予定者が協議を行い決定する。この協議の際に企画提案の内容を一部変更することがある。

（3） 協議が整った場合に契約を締結することとし、契約条項については契約予定者と協議して定める。

（4） 最優秀提案者との協議が整わなかった場合は、その選定を取り消すとともに、審査委員会において次点となったものを契約予定者とし、契約内容についての協議等を行った上で、契約を締結する。

13 日程

募 集 開 始	令和8年11月16日（月）
質 問 受 付	令和8年11月16日（月）～11月30日（月）
回 答 掲 載	令和8年12月2日（水）～12月7日（月）
参加申込書等（ア、イ、ウ）の提出期限	令和8年11月30日（月）
企画提案書等（エ、オ）の提出期限	令和8年12月8日（火）
審 査 委 員 会（プレゼンテーション審査）	令和8年12月中旬頃（予定）
審 査 結 果 通 知	令和8年12月中旬頃（予定）
契約・業務開始	令和8年12月下旬頃（予定）